

# 記者会見資料

令和8年2月19日(木)

午前10時30分～

- 1 ロゴマークを使って、  
市制施行50周年を一緒に盛り上げましょう！
- 2 市制施行50周年を一緒に盛り上げる「冠事業」を募集します！
- 3 尾身先生に聞くこれからの健康なまちづくり  
葉酸＋ウエルネスシンポジウムの実施
- 4 坂戸ふるさと大使の梶裕貴さんがナレーション！  
北浅羽桜堤公園PR動画
- 5 一足お先は坂戸の桜 第12回坂戸につさい桜まつり
- 6 学生服のリユースで地域コミュニティの輪を作ります！
- 7 東日本初！  
大王製紙(株)等と連携し坂戸市役所は紙ごみゼロを目指します！
- 8 「つながる ひろがる さかどの輪」市民活動フェアを開催！
- 9 「さかろん」のぬいぐるみを販売します！

記者クラブの皆さんよろしくお願いいたします。

担 当 政策企画課

## ロゴマークを使って 市制施行50周年を一緒に盛り上げましょう！

**いつ**  
(日時) 令和8年2月19日(木)から

**どこで**  
(場所) 坂戸市ホームページ、坂戸市役所政策企画課窓口

**だれが**  
(主催者) 坂戸市

**何を**  
(内容) 1月21日に選定した市制施行50周年記念ロゴマークの使用方法が決まりました。  
【概要】  
・使用料：無料  
・申請：原則として申請が必要（年度ごと）  
(市及び市の関係機関が使用する場合、50周年記念冠事業で使用する場合、報道機関が報道・広報目的で使用する場合、個人が営利目的以外の目的で使用する場合を除く)  
※電子申請による申請もできます。  
・使用にあたってのルール  
ロゴマークの使用に関する要領及び使用ガイドラインに基づきます。

**なぜ**  
(目的) ロゴマークの使用方法が決定したことを知っていただくとともに、多くの方にロゴマークを使っていただき、市制施行50周年及び市のPRをしていきたいです。

**声**  
(現場の人の声) ロゴマークが、市民にとって親しみのあるものとなり、50周年のシンボルとして活用され、市民の皆さんと一緒にこの節目の年を盛り上げていきたいです。

備考

## 坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用に関する権利)

第2条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、坂戸市(以下「市」という。)に帰属する。

(使用申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用申請書(様式第1号)により、必要な書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 市及び市の関係機関が使用する場合

(2) 坂戸市市制施行50周年記念冠事業取扱要領に基づき実施する坂戸市市制施行50周年記念冠事業で使用する場合

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合

(4) 個人が営利目的以外の目的で使用する場合

(5) その他、市長が認める場合

2 申請者は、ロゴマークを使用しようとする場合は、年度ごとに申請を行い、承認を受けなければならない。

3 翌年度に事業等を開始するにあたり、当該年度から準備を要する場合は、翌年度の申請を兼ねることができるものとする。

(電子手続による特例)

第4条 この要領の規定により作成することとされている書類については、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成をもって、当該書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類とみなす。

(使用承認)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があった場合、承認の可否を決定し、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (3) 市が特定の個人、政党若しくは宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体の利益又は宣伝のみを目的とする場合
- (5) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (6) 自己の商標又は意匠として使用する場合
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれのある場合
- (8) 前各号に掲げるほか、市長が適当でないと認める場合

2 市長は、前項の規定によるロゴマークの使用承認に当たり、必要な条件を付すことができる。

(遵守事項)

第6条 ロゴマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容以外に使用しないこと。
- (2) 別に定める「坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守すること。
- (3) 使用承認を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) ロゴマークを使用した場合、成果物(パンフレット等)を速やかに市長に提出すること。ただし、提出が困難な場合は、その写真をもって代えることができるものとする。

(使用内容の変更)

第7条 使用者が、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用承認通知書の承認内容について変更しようとするときは、速やかに

坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用変更申請書(様式第3号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申請書の提出があったときは、その可否を決定し、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができるものとする。

(1) この要領に違反し、又は違反することが判明した場合

(2) 申請に虚偽又は不正があった場合

(3) その他使用状況が不相当と認める場合

2 市長は、前項に規定する取消しを行った場合は、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第5号)により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

3 前2項の規定による承認の取消しにより、使用者等に生じた損害について、市は一切の責任を負わない。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用は、無料とする。

(権利設定の禁止)

第10条 使用者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、ロゴマークを使用して著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(経費等の負担)

第11条 市は、この要領による使用申請、ロゴマークの使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損害賠償)

第12条 ロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えたときは、市は損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 2 月 1 9 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用申請書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住所(所在地)  
団 体 名  
代 表 者 氏 名

坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

|      |                    |  |  |
|------|--------------------|--|--|
| 使用目的 |                    |  |  |
| 使用方法 | ※種類・名称(商品名)・規格等を記入 |  |  |
| 使用期間 | 令和 年 月 日～令和 年 月 日  |  |  |
| 使用場所 |                    |  |  |
| 使用数量 |                    |  |  |
| 連絡先  | 担当者氏名              |  |  |
|      | 電話番号               |  |  |
|      | FAX番号              |  |  |
|      | メールアドレス            |  |  |

添付書類

- 1 使用見本又は使用案
- 2 その他、市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用承認（不承認）通知書

第 号  
年 月 日

様

坂戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用について、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用に関する要領第5条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

|         |  |
|---------|--|
| 使用目的    |  |
| 使用方法    |  |
| 使用期間    | 令和 年 月 日～令和 年 月 日  |
| 使用場所    |  |
| 使用数量    |  |
| 決定区分    | <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 |
| 承認しない理由 |  |
| 承認の条件   | 裏面記載の承認条件を遵守すること。  |

## 様式第2号（裏面）

### 坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用に係る承認条件

- 1 使用承認を受けた内容以外に使用しないこと。
- 2 別に定める「坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守すること。
- 3 使用承認を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- 4 ロゴマークを使用した成果物（完成品又は写真等）を速やかに提出すること。
- 5 使用承認を受けた内容に変更が生じる場合は、速やかに変更申請を行うこと。
- 6 第8条に定める項目に該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対して是正や回収等の措置を求めることがある。
- 7 使用承認が取り消されたときは、取消しを通知した日から使用することができない。また、取消しにより使用者に生じた損害について、市は一切の責任を負わない。
- 8 ロゴマークの適切な使用を図るため、使用状況、使用した物件の状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがある。
- 9 ロゴマークに起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負い、市は一切の責任を負わない。
- 10 その他の条件

|  |
|--|
|  |
|--|

様式第3号（第7条関係）

坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用変更申請書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住所(所在地)  
団 体 名  
代 表 者 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で使用承認を受けた事項について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

様式第4号（第7条関係）

坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用変更承認（不承認）  
通知書

第 号  
年 月 日

様

坂戸市長

令和 年 月 日付けで申請のあった坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用変更について、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用に関する要領第7条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

|         |  |
|---------|--|
| 変更内容    |  |
| 決定区分    | <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 |
| 承認しない理由 |  |
| 承認の条件   | 裏面記載の承認条件を遵守すること。  |

様式第4号（裏面）

坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用に係る承認条件

- 1 使用承認を受けた内容以外に使用しないこと。
- 2 別に定める「坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守すること。
- 3 使用承認を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- 4 ロゴマークを使用した成果物（完成品又は写真等）を速やかに提出すること。
- 5 使用承認を受けた内容に変更が生じる場合は、速やかに変更申請を行うこと。
- 6 第8条に定める項目に該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対して是正や回収等の措置を求めることがある。
- 7 使用承認が取り消されたときは、取消しを通知した日から使用することができない。また、取消しにより使用者に生じた損害について、市は一切の責任を負わない。
- 8 ロゴマークの適切な使用を図るため、使用状況、使用した物件の状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがある。
- 9 ロゴマークに起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負い、市は一切の責任を負わない。
- 10 その他の条件

|  |
|--|
|  |
|--|

様式第5号（第8条関係）

坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書

第 号  
年 月 日

様

坂戸市長

令和 年 月 日付け 第 号で承認した、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用について、下記の理由により使用承認を取り消すこととしましたので通知します。

記

1 取消内容

2 取消理由

坂戸市市制施行50周年  
記念ロゴマーク使用ガイドライン



坂戸市市制施行50周年

坂戸市

# 目次

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 1. はじめに .....       | 1   |
| 2. ロゴマークのデザイン ..... | 2～4 |
| 3. デザインの色の指定 .....  | 5   |
| 4. 禁止事項 .....       | 6   |
| 5. 申請手続き .....      | 7   |

# 1

## はじめに

### 令和8年9月1日に市制施行50周年を迎えます。

坂戸市は、昭和51年9月1日に埼玉県で39番目に市制を施行し、令和8年9月1日に50周年を迎えます。

このたび、この記念すべき年を皆さんと一緒に祝う機運を高めるとともに、市の魅力を広く市内外へ発信するため、「坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク」を作成しました。

記念ロゴマークは、全国から寄せられた127点の作品の中から、庁内選考委員会において5作品を選定し、その後、市内小中学生の投票によって決定しました。

このロゴマークは、地域のお祭りなどのイベントのポスター・チラシへの掲載、SNSでの投稿など、様々な用途で幅広く使用することができます。ぜひ、積極的にご活用ください。

### 【ロゴマークのコンセプト】

未来へ花咲く市の姿を表現。

市のイメージキャラクター「さかろん」が満開の笑顔で祝う様子は、輝かしい半世紀の歩みを象徴するとともに、坂戸市民一人ひとりの想いが集まり大きな輪となる“つながり”を示しています。

桜の花が弾けるように広がり市特産の「すいおう」や「さかどルーコラ」などの野菜を思わせる

イラストを柔らかく添えることで、坂戸市の豊かな食文化と恵みを表現しています。

下部には高麗川など市内を流れる穏やかな水の流れを象徴的に配置し、自然と共に歩む坂戸市のこれからの発展と希望を描いています。



### 坂戸市市制施行50周年

作者：東 ひがし 洋平さん【千葉県柏市在住】

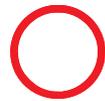
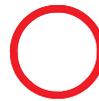
## 2 | ロゴマークのデザイン

### ■ 基本形

カラフルなデザインのため、白色を背景色に、お使いいただくことがおすすめです。

※縦横比率はそのままに、サイズ変更は自由。

※最小使用サイズ：縦12mm×横15mm程度



### ■ 背景色を入れる場合



○ 背景色が薄く、デザインがはっきりと視認できる。

✗ 背景色が一部、デザインの色と重なり、デザインが視認しにくい。

## 2 | ロゴマークのデザイン

### ■ チラシ・ポスター等に掲載する場合

- ・背景色が薄く、デザインがはっきり視認できる場合  
→ そのままお使いください。
- ・背景色が濃い場合など、デザインが視認しにくい場合  
→ 別途、白色又は薄い背景色を挿入するなど、視認性を確保の上、お使いください。



### ■ 写真を背景とする場合

- ・写真の色と重なり、デザインが視認しにくい場合  
→ 別途、白色又は薄い背景色を挿入するなど、視認性を確保の上、お使いください。  
→ 背景に透過の白色又は薄い背景色を挿入し、お使いいただくことがおすすめです。



透過度0%



透過度30%

## 2 | ロゴマークのデザイン

### ■デザインの配置

「坂戸市市制施行50周年」の文字と「50th」の図柄は、用途に合わせて、それぞれの配置を変えてお使いいただけます。

縦横比率はそのままに、パーツごとのサイズ変更も自由です。

坂戸市市制施行50周年



坂戸市市制施行50周年

坂戸市市制施行50周年

坂戸市市制施行50周年



### 【禁止事項】

1つのパーツのみの使用は禁止です。(必ず組み合わせてお使いください。)

- ・「坂戸市市制施行50周年」の文字のみ使用
- ・「50th」の図柄のみ使用

### ■文字と図柄の配置換え（使用例）

WEBページ用バナーやSNS用ヘッダーなど、用途に合わせて、文字と図柄を自由に組み合わせてお使いください。



# 3

## デザインの色の指定

■デザインの色は、カラー、グレースケール、白黒、白抜ききの4種類となります。

「3-1カラー、3-2グレースケール」内のさかろんの配色については、坂戸市ホームページ内の「さかろん配色指定」をご参照ください。

坂戸市ホームページ → さかろんの部屋 → イラストの使用法 → さかろん配色指定

### 3-1 カラー



### 3-2 グレースケール



### 3-3 白黒



### 3-4 白抜きき



#### 【白抜きき使用時の留意事項】

黒、紺など、濃い背景色の場合にお使いください。

# 4

## 禁止事項

### ■ ロゴマークを变形、改変して使用しないでください。

縦横比率変更、回転、左右反転、配色変更、書体変更、影などの効果を使用等



坂戸市市制施行50周年

✗ 縦横比率変更



坂戸市市制施行50周年

✗ 回転



坂戸市市制施行50周年

✗ 左右反転



坂戸市市制施行50周年

✗ 配色変更



坂戸市市制施行50周年

✗ 書体変更



坂戸市市制施行50周年

✗ 影などの効果を使用

# 5

## 申請手続き

### ■ ロゴマークは無料で使用することができます。

【使用例】

チラシ、ポスター、のぼり旗、看板、名刺、封筒、ホームページ、SNS等

### ■ 次のいずれかに該当する場合は、申請手続きをせず、お使いいただけます。

- (1) 坂戸市が実施する事業等で使用する場合
- (2) 坂戸市市制施行50周年記念冠事業で使用する場合（別途、冠事業承認申請が必要です）
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (4) 個人が営利目的以外の目的で使用する場合

### ■ 上記(1)～(4)以外の場合は、申請手続きが必要です。

【申請手続きが必要な場合(例)】

- ・ 団体、企業等がポスター・チラシ、WEBページ等に使用する場合
- ・ 団体、企業等が作製する物品等に使用する場合
- ・ 個人が営利目的(物品の販売等)で使用する場合

### ■ 本ガイドラインのほか、市制施行50周年記念特集ページに掲載の「坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用に関する要領」も必ずご確認ください。

【市制施行50周年記念特集ページ】

- ・ ロゴマークの使用に関する要領や申請書等はこちら

URL:<https://www.city.sakado.lg.jp/soshiki/2/56320.html>



- ・ 冠事業に関することはこちら

URL:<https://www.city.sakado.lg.jp/soshiki/2/56327.html>



坂戸市 政策企画課

〒350-0292

埼玉県坂戸市千代田1-1-1

TEL : 049-283-1331 (内線 131)

FAX : 049-282-0039

Mail : sakado11@city.sakado.lg.jp

記者クラブの皆さんよろしく申し上げます。

担 当 政策企画課

## 市制施行50周年を一緒に盛り上げる 「冠事業」を募集します！

**いつ**  
(日時) 令和8年2月19日(木)から

**どこで**  
(場所) 坂戸市ホームページ、坂戸市役所政策企画課窓口

**だれが**  
(主催者) 坂戸市

**何を**  
(内容)

令和8年度に市民団体等が実施する事業で、その名称に「坂戸市市制施行50周年」の冠をつけて、この記念すべき年を一緒に盛り上げていただけるイベント等を募集します。

### 【概要】

・冠表示の種類

- (1) 坂戸市市制施行50周年
- (2) 坂戸市市制施行50周年記念
- (3) 坂戸市市制施行50周年記念事業

※事業の名称から坂戸市であることが容易に分かる場合には、坂戸市の文字を省略することができます。

・ロゴマークの使用

冠事業を実施する場合、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークを使用することができます。

・手続き

市への申請が必要です。

(市又は市の関係機関が主催・共催する事業を除く)

※電子申請による申請もできます。

**なぜ**  
(目的) 冠事業を募集していることを知っていただき、市制施行50周年を市民の皆さんとともに盛り上げていきたいです。

**声**  
(現場の人の声) 「坂戸市市制施行50周年」の名称とロゴマークを使っていただき、皆さんの思い出に残る年にしていきたいです。

備考

## 坂戸市市制施行50周年記念冠事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸市市制施行50周年記念冠事業（以下「冠事業」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「坂戸市市制施行50周年記念冠事業」とは、坂戸市市制施行50周年記念事業である旨をその事業の名称に冠して行う事業で、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に実施されるものをいう。

(冠事業の承認)

第3条 冠事業を実施しようとする者は、この要領の定めるところにより市長の承認を受けなければならない。ただし、市又は市の関係機関が主催又は共催する冠事業については、この限りではない。

2 前項の承認（以下「冠事業の承認」という。）は、坂戸市市制施行50周年記念の趣旨に合致した事業に対して行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、冠事業の承認を行わない。

(1) 市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合

(2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合

(3) 特定の政治活動及び宗教活動に使用しようとする場合

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれのある場合

(5) 冠表示に伴い坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合において、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用に関する要領及びロゴマーク使用ガイドラインを遵守しないおそれのある場合

(6) 前各号に掲げるほか、市長が適当でないと認める場合

(承認手続)

第4条 冠事業の承認を受けようとする者は、坂戸市市制施行50周年記念冠事業承認申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受け、冠事業の承認の可否を決定したときは、坂戸市市制施行50周年記念冠事業承認（不承認）通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、冠事業の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

（電子手続による特例）

第5条 この要領の規定により作成することとされている書類については、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をもって、当該書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類とみなす。

（承認内容の変更）

第6条 冠事業の承認を受けた者（以下「冠事業実施者」という。）が、承認を受けた事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに坂戸市市制施行50周年記念冠事業内容変更承認申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申請書の提出があったときは、その可否を決定し、坂戸市市制施行50周年記念冠事業変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（承認内容の取消し）

第7条 市長は、冠事業の承認をした事業が第3条第2項に掲げる要件に該当しないとき、その他冠事業として適当でないと認めるときは、冠事業の承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項に規定する取消しを行った場合は、坂戸市市制施行50周年記念冠事業承認取消通知書（様式第5号）により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

3 第1項の規定による冠事業の承認の取消しにより冠事業実施者に損害が生じた場合であっても、市は、その損害を賠償する責めを負わない。

(冠表示等の使用)

第8条 冠事業実施者は、冠事業の名称を使用することができる。

2 冠事業の名称に付す冠称は、次の各号のいずれかとする。ただし、事業の名称から坂戸市であることが容易に分かる場合には、坂戸市の文字を省略することができる。

(1) 坂戸市市制施行50周年

(2) 坂戸市市制施行50周年記念

(3) 坂戸市市制施行50周年記念事業

(坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用)

第9条 冠事業実施者は、市が別に定める坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用することができる。

2 前項の規定により冠事業実施者がロゴマークを使用する場合は、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用に関する要領及び使用ガイドラインの規定を遵守しなければならない。

(報告)

第10条 冠事業の承認を受けた事業が完了したときは、坂戸市市制施行50周年記念冠事業実績報告書（様式第6号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

(紛争の解決)

第11条 冠事業実施者は、冠の使用に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任において解決するものとし、市は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和8年2月19日から施行する。

2 この要領は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、第7条第3項及び第11条の適用については、この要領の失効後

もなおその効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

坂戸市市制施行50周年記念冠事業承認申請書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住所(所在地)  
団体名  
代表者氏名  
電話番号  
メールアドレス

次の事業について、坂戸市市制施行50周年記念冠事業として承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

|              |   |
|--------------|---|
| 事業名          |   |
| 事業目的<br>事業概要 |   |
| 実施期間         | 令和 年 月 日～令和 年 月 日   |
| 実施場所         |   |
| 料金等徴収        | 無 ・ 有 ( ) 円   |
| 使用冠等         | <input type="checkbox"/> 坂戸市市制施行(50周年・50周年記念・50周年記念事業) ※「坂戸市」省略可<br><input type="checkbox"/> 坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク<br>使用数量 ( )<br>使用方法 ( ) |

※事業の企画書・チラシ等、事業内容がわかる資料を添付してください。

様式第2号（第4条関係）

坂戸市市制施行50周年記念冠事業承認（不承認）通知書

第 号  
年 月 日

様

坂戸市長

令和 年 月 日付けで申請のあった坂戸市市制施行50周年記念冠事業承認申請について、坂戸市市制施行50周年記念冠事業取扱要領第4条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

|         |  |
|---------|--|
| 事業名     |  |
| 内容等     | 申請書に記載のとおり   |
| 決定区分    | <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認   |
| 承認しない理由 |  |
| 承認の条件   | (1)事故防止について十分な措置を講じること。<br>(2)事業等に要する経費は主催者が負担すること。<br>(3)市は事業等に伴う行為による損害等の賠償責任を負わない。<br>(4)内容の変更を行う場合や中止する場合は、速やかに市長に報告すること。<br>(5)坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークを使用する場合には、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用に関する要領及び使用ガイドラインの規定を遵守すること。 |

様式第3号（第6条関係）

坂戸市市制施行50周年記念冠事業内容変更承認申請書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住所(所在地)  
団体名  
代表者氏名  
電話番号  
メールアドレス

令和 年 月 日付け 第 号で承認を受けた事業の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

|      |  |
|------|--|
| 事業名  |  |
| 変更内容 |  |

様式第4号（第6条関係）

坂戸市市制施行50周年記念冠事業変更承認（不承認）通知書

第 号  
年 月 日

様

坂戸市長

令和 年 月 日付けで申請のあった坂戸市市制施行50周年記念冠事業の内容の変更について、坂戸市市制施行50周年記念冠事業取扱要領第6条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

|         |  |
|---------|--|
| 事業名     |  |
| 内容等     | 申請書に記載のとおり   |
| 決定区分    | <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認   |
| 承認しない理由 |  |
| 承認の条件   | (1)事故防止について十分な措置を講じること。<br>(2)事業等に要する経費は主催者が負担すること。<br>(3)市は事業等に伴う行為による損害等の賠償責任を負わない。<br>(4)内容の変更を行う場合や中止する場合は、速やかに市長に報告すること。<br>(5)坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークを使用する場合には、坂戸市市制施行50周年記念ロゴマークの使用に関する要領及び使用ガイドラインの規定を遵守すること。 |

様式第5号（第7条関係）

坂戸市市制施行50周年記念冠事業承認取消通知書

第 号  
年 月 日

様

坂戸市長

令和 年 月 日付け 第 号で承認した、坂戸市市制施行50周年記念冠事業について、下記の理由により承認を取り消すこととしましたので通知します。

記

|      |  |
|------|--|
| 事業名  |  |
| 取消内容 |  |
| 取消理由 |  |

様式第6号（第10条関係）

坂戸市市制施行50周年記念冠事業実績報告書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住所(所在地)  
団体名  
代表者氏名  
電話番号  
メールアドレス

令和 年 月 日付け 第 号で冠等の使用が承認された事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

|               |   |
|---------------|---|
| 事業名           |   |
| 実施期間          | 令和 年 月 日～令和 年 月 日   |
| 実施場所          |   |
| 使用冠等          | <input type="checkbox"/> 坂戸市市制施行(50周年・50周年記念・50周年記念事業) ※「坂戸市」省略可<br><input type="checkbox"/> 坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク<br>使用数量 ( )<br>使用方法 ( ) |
| 参加人数          | 大人 人 / 子ども 人 合計 人   |
| その他<br>(事業効果) |   |

※参考となる資料を添付してください。



記者クラブの皆さんよろしく申し上げます。

担 当 市民健康センター課

～市制施行50周年・葉酸プロジェクト20周年記念～  
尾身先生に聞くこれからの健康なまちづくり  
ようさんぶらす  
「さかど葉酸＋ウエルネスシンポジウム」を開催します！

いつ  
(日時)

令和8年5月10日(日) 13時30分から

どこで  
(場所)

坂戸市文化会館ふれあ ホール  
(坂戸市元町17-1)

だれが  
(主催者)

坂戸市  
後援：総務省(予定)

何を  
(内容)

- ・基調講演  
テーマ これからの健康なまちづくり  
～新型コロナウイルス感染症からの学び～  
講 師 元新型コロナウイルス感染症対策分科会会長  
尾身 茂氏
- ・パネルディスカッション
- ・みんなで一緒に！ラジオ体操  
(NHKテレビ・ラジオ体操指導者 鈴木大輔氏)
- ・さかど葉酸プロジェクト20周年記念企画  
～さかど葉酸ほうれん草カレーの完成お披露目～など

なぜ  
(目的)

市制施行50周年と葉酸プロジェクト20周年を記念し、更なる健康なまちづくりを推進するための契機とする。

声  
(現場の人の声)

参加者には、参加特典として、さかど葉酸プロジェクト20周年を記念して現在開発中の「さかど葉酸ほうれん草カレー」をプレゼントします。  
開催日は日曜日になりますので、大学生や働き世代の方も是非、ご参加ください。

備考

協力：ウエルシア薬局株式会社、ハウスウエルネスフーズ株式会社、  
明治安田生命保険相互会社 西坂戸営業部、坂戸市食を通じた健康づくり応援店、  
市民みんなの健康づくりサポーター元気にし隊、坂戸市食生活改善推進員協議会



さかど

葉酸

プラス

# ウェルネスシンポジウム

参加費  
無料



## プログラム

1

基調講演

これからの健康なまちづくり  
～新型コロナウイルス感染症からの学び～

講師：元新型コロナウイルス感染症対策分科会 会長  
公益財団法人結核予防会理事長 **尾身 茂氏**



2

ラジオ体操



講師  
NHKテレビ  
ラジオ体操  
指導者  
**鈴木 大輔氏**

3

パネルディス  
カッション

テーマ  
誰もが生きがいを持ち、元気ある、健康なまちづくり

ファシリテーター

坂戸鶴ヶ島医師会会長 **丸山 元孝氏**

パネリスト

公益財団法人結核予防会理事長 **尾身 茂氏**

日本栄養大学(旧 女子栄養大学)副学長 **香川 靖雄氏**

坂戸鶴ヶ島歯科医師会副会長 **川畑 著洋氏**

NHKテレビラジオ体操指導者 **鈴木 大輔氏**



4

さかど葉酸プロジェクト  
20周年記念企画

さかど葉酸プロジェクト



さかど葉酸  
ほうれん草  
カレー



健康  
測定会

11:00～13:00

からだの健康チェックしてみませんか？

- 血管年齢測定
- 栄養相談
- ベジチェック
- 歯科相談



※予約優先

令和8年

5月10日(日)

13:30～16:30  
(開場13:00～)

会場

坂戸市文化会館 ふれあ (坂戸市元町17-1)

対象

市内在住・在勤・在学者

協力

- ・ウエルシア薬局株式会社
- ・ハウスウェルネスフーズ株式会社
- ・明治安田生命保険相互会社 西坂戸営業部
- ・坂戸市食を通じた健康づくり応援店
- ・市民みんなの健康づくりサポーター 元気にし隊
- ・坂戸市食生活改善推進員協議会

申込方法

4月8日(水)から、  
電子申請または電話で、  
市民健康センターへ

049-284-1621

FAX 049-284-3939



※定員に満たない場合は  
当日参加可能

↑電子申請はこちらから

定員

1000名

手話通訳あり  
事前申し込み制※



参加特典

さかど葉酸  
ほうれん草カレー  
プレゼント

主催：坂戸市 後援：総務省



記者クラブの皆さんよろしくお願いいたします。

担 当 商工労政課

## 坂戸ふるさと大使の梶裕貴さんがナレーション！ 「北浅羽桜堤公園PR動画」が完成

いつ  
(日時)

令和8年2月20日(金) 午前8時30分 公開

どこで  
(場所)

坂戸市公式 YouTube チャンネル、市民ホール窓口モニター

だれが  
(主催者)

坂戸市

何を  
(内容)

美しい桜並木で有名な「北浅羽桜堤公園」のPR動画を制作し、坂戸ふるさと大使である声優・ナレーターの高橋裕貴さんに、素敵な声を活かしてナレーションをしていただきました。

北浅羽桜堤公園では、毎年3月上旬～中旬にかけて、約200本の早咲きの安行寒桜が1.2kmにわたり咲き誇ります。

なぜ  
(目的)

坂戸市、北浅羽桜堤公園及び坂戸ふるさと大使高橋裕貴氏のPRのため

声

(現場の人の声)

備考 動画タイトル「声優・高橋裕貴のふるさと、坂戸の春 -北浅羽桜堤公園-」

高橋裕貴さんは、昨年2月に坂戸ふるさと大使に就任。



記者クラブの皆さんよろしくお願いいたします。

担 当 商工労政課

**～一足お先は坂戸の桜～**  
**「第12回坂戸につさい桜まつり」を開催**

**いつ** 令和8年3月14日(土)～22日(日)  
(日時) オープニングイベント3月14日(土) 10時から

**どこで** 北浅羽桜堤公園(越辺川大橋下流右岸)  
(場所)

**だれが** 主催者：坂戸市  
(主催者) 関係者：地元(長岡、北浅羽、今西地区)の皆様

**何を** 約1.2km(約200本)にわたり咲き誇る「安行寒桜」  
(内容) の桜並木の下で桜まつりを開催します。  
・14日(土) 10時から  
開会式、伝統芸能、よさこい、ご当地キャラクター集合、  
各種出店等  
※15日(日)～22日(日)も一部出店あり  
・無料臨時駐車場630台  
※一部駐車場はまつり開催期間の土・日・祝日のみ開設

**なぜ** 桜まつりを開催し、北浅羽桜堤公園が桜の名所として、よ  
(目的) り多くの人に認知してもらい、地域経済の発展に寄与するこ  
ことを目的とします。

**声** 近年、知名度が向上し、関越自動車道坂戸西スマートイン  
(現場の人の声) ターチェンジから近いこともあり、県外からも多くの観光客  
が訪れるようになっていきます。

**備考**

平成12年に国及び入西北部土地改良区の協力により、市が植樹した「安行寒桜」によって、美しい桜並木がつけられました。

坂戸  
につきい

# お花見

第12回

3 / 令和8年

14 土

22 日

一足お先は

坂戸の桜



北浅羽桜堤公園

埼玉県坂戸市

大字北浅羽673番地先

オープニングイベント

3 / 14 土 午前10時

開会式、よさこい演舞、地元伝統芸能  
坂戸市物産観光PR・販売  
近隣市町物産観光PR・販売 ほか

アクセス

- 東武東上線「北坂戸駅」西口から、川越観光バス入西団地循環線  
またはニューシティにつきい入口行き「今西」下車徒歩約10分
- 坂戸西スマートICから車で約10分



主催

埼玉県坂戸市

問合せ先

坂戸市役所商工労政課 049-283-1331

協力

長岡地区 / 北浅羽地区 / 今西地区 / 入西地区区長会 / 入西北部土地改良区 / 坂戸市体育協会入西支部



記者クラブの皆さんよろしくお願いいたします。

担 当 西清掃センター

## 学生服のリユースで 地域コミュニティの輪を作ります！

いつ  
(日時)

令和8年3月2日から

どこで  
(場所)

東坂戸団地ふれあいスペース103

だれが  
(主催者)

UR都市機構・東坂戸団地自治会・  
坂戸市

何を  
(内容)

令和2年1月に、坂戸市とUR都市機構は、「まちづくりに  
関する連携協定」を締結しました。その協定に基づく事業の  
一環として、東坂戸団地において、市内中学校の制服やジャ  
ージ等のリユースを行います。

<リユースの流れ>

- ①制服やジャージ等のリユースに賛同いただいた市民から市  
が提供を受け、UR都市機構に提供
- ②市から提供を受けた制服やジャージ等をUR都市機構と団  
地自治会有志が連携して補修等をし、団地内の交流スペース  
等において手頃な値段で販売

なぜ  
(目的)

- ・坂戸市→ごみを減らしたい（制服は燃やせるごみとなっ  
ているため）。
- ・UR都市機構と東坂戸団地自治会→住民の交流機会を増や  
して、東坂戸団地を盛り上げたい。
- ・市民→まだ使える制服及びジャージ等でもったいないので  
提供したい。
- ・市民→急遽又は短期間しか使用しないとき用として、手頃  
に制服及びジャージ等が欲しい  
以上の各々の希望をすべて叶えるため。

声  
(現場の人の声)

自治会有志が行う補修等は、自治会員同士が楽しくコミュ  
ニケーションを取りながら行うので、地域コミュニティの輪  
が広がることを期待しています。

備考



# 学生服リユース de 地域コミュニティの輪



## @東坂戸団地



### 坂戸市立中学校 生徒・ご家庭



卒業・サイズアウトしたけど  
まだまだ使える学生服。  
捨てるにはもったいない！  
リユースにまわそう！

サイズが合わなくなったけれど、  
もうすぐ卒業だし・・・  
新品でなくてもよいのだけど、  
ないかしら。

学生服  
ジャージ  
回収



手頃な  
価格で  
販売

東坂戸団地自治会  
近隣住民の皆さん

補修



団地活性化  
に向けて連携



坂戸市

提供

UR都市機構

東・西清掃センター  
環境学館いずみ  
坂戸市役所環境政策課

「坂戸市と独立行政法人都市再生機構  
とのまちづくりに関する連携協定」に  
基づき実施





記者クラブの皆さんよろしく申し上げます。

担 当 廃棄物対策課

## 東日本初！大王製紙(株)等と連携し 坂戸市役所は紙ごみゼロを目指します！

いつ  
(日時)

令和8年2月19日(木)から

どこで  
(場所)

坂戸市役所

だれが  
(主催者)

主催者：坂戸市  
連携団体：大王製紙株式会社  
むさし野紙業株式会社

何を  
(内容)

これまで、市役所では、リサイクルができない紙類（シート、圧着はがき等の難処理古紙）は、燃やせるごみとして排出して来ましたが、2月19日（木）に、難処理古紙のリサイクル技術を持つ大王製紙(株)と古紙回収業者のむさし野紙業(株)と三社協定を締結しました。難処理古紙をリサイクルすることにより、燃やせるごみの減量を行います。

大王製紙(株)との協定締結は、東日本の自治体では初となります。

市役所から排出される難処理古紙の分別収集から開始し、収集方法等が確立できれば、西清掃センターへ搬入を行う事業者や、家庭ごみのステーション回収へ展開することを検討しています。

なぜ  
(目的)

最終的に市民へ難処理古紙の分別を周知することを目指し、市役所で市職員がモデルケースとして実施します。

声  
(現場の人の声)

市役所から排出される燃やせるごみの展開検査をしたところ、事務室等が出る燃やせるごみの重量のうち、約4分の1は難処理古紙でした。

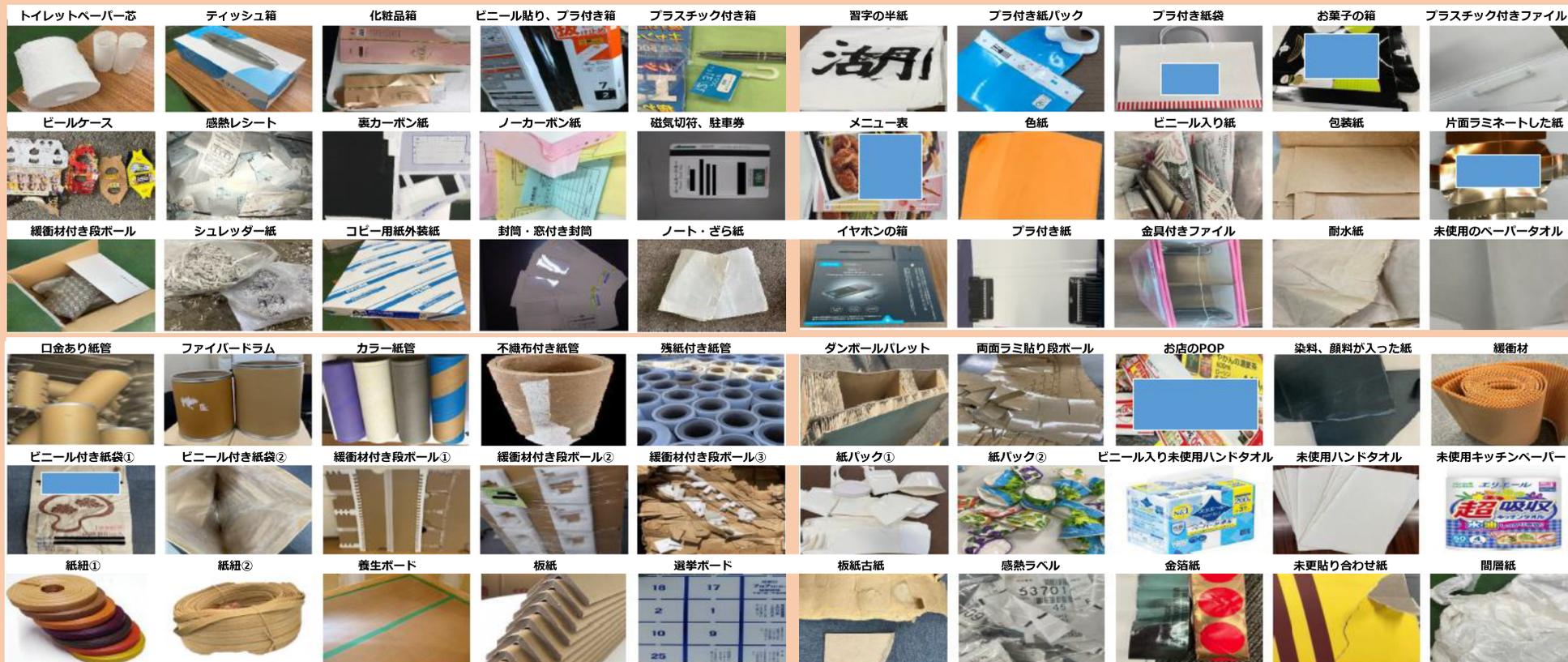
備考 他自治体の協定状況 全国3自治体

(大阪府枚方市、岐阜県可児市、岐阜県坂祝町) ※東日本では初の協定

## × 出せないもの (燃やせるごみで出してください。)

- ・パルプ (木由来) 以外の紙 例. ユボ紙 (石油由来)、ストーン紙 (石由来)、プラスチック素材の紙 等  
 ※破ったときにケバケバした繊維があればパルプ由来の紙なので、リサイクル可能です。
- ・臭い、汚れが付着しているもの ※インクの汚れなど衛生的に問題のない汚れはリサイクル可能です。
- ・アルミ付きのもの
- ・シール類 ※台紙からはがして、他の紙に貼り付けてあるものはリサイクル可能です。  
 ※シールをはがした後の台紙もリサイクル可能です。

## ○ 出せるもの 基本的に紙であれば何でもリサイクルできます。



記者クラブの皆さんよろしくお願いいたします。

担 当 市民生活課

## 「つながる ひろがる さかどの輪」 市民活動フェアを開催！

いつ  
(日時)

令和8年3月21日(土)10時～14時40分

どこで  
(場所)

坂戸市入西地域交流センター（大字新堀159-1）

だれが  
(主催者)

坂戸市・市民活動フェア実行委員会

何を  
(内容)

市内の市民活動団体が日頃の活動を紹介します。

○開会式（オープニングアクト）

・午前10時から

○主な内容

・活動体験、ステージ発表、活動内容の展示、物品・食品販売、クイズラリー（活動に関する問題を解き、その場で答え合わせを行い来場者との交流を促進します。）

○参加団体

・市民活動団体28団体

※詳細は別添チラシのとおり

なぜ  
(目的)

市内で活動する市民活動団体が一堂に会し、展示や発表のほか活動内容が体験できるイベントを実施することで、市民活動の周知を図ります。

また、これから活動を始める方のきっかけとなるよう、市民活動の広がりにつなげていきます。

声  
(現場の人の声)

昨年度アンケートでは、「様々な団体を知る良い機会となった」、「楽しく活動内容を知ることができた」との声が寄せられました。

備考 平成19年度から開催しており、今年度で19回目となるイベントです。

つながる ひろがる さかどの輪

入場無料

# 市民活動フェア

2026年3月21日(土) 10:00~14:40

会場：坂戸市入西地域交流センター

市内の市民活動団体が日頃の活動を紹介します♪



展示



体験

ステージ



販売



飲食販売

- わたあめ
- キーマカレー
- チョコバナナ
- コロッケサンド など
- フルーツ飴
- フランクフルト など

クイズラリーで  
スタンプ10個以上集めると  
景品をプレゼント

いろいろな  
飲食が集合!!



楽しいブースが  
盛りだくさん!



主催：坂戸市市民活動フェア実行委員会

問合せ：坂戸市役所市民生活課市民活動推進係  
TEL.049-283-1331 (内線316)

# 出展内容



出展内容が一部変更となる場合があります。

## 展示

- NPO法人一二三富の会
- NPO法人ナルク埼玉西拠点東上地区坂戸
- 坂戸市食生活改善推進員協議会
- おはなしデパート
- 坂戸傾聴ボランティア「ダンボ」
- 全日本年金者組合埼玉県本部坂戸・鶴ヶ島支部
- sky's
- 泉町地域サポーターズ
- NPO法人ゆめきらりこまがわ
- ティラピア5
- チームCさかど、坂戸いきものがかり
- ふれあいスペース103～東坂戸のよりみちテラス～
- 坂戸アマチュア無線クラブ
- 埼玉県川越比企地域振興センター

## ステージ

- トークショー  
(チームCさかど、坂戸いきものがかり)
- バレエ、チャレスポ、ダンス  
(NPO法人ウェル坂戸)
- 和太鼓演奏  
(和太鼓煌)
- 朗読  
(ティラピア5)
- 歌会  
(北坂戸フォークソング倶楽部)

## ステージスケジュール

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 10:00～10:15 | 開会式（オープニングアクト）    |
| 10:30～11:00 | チームCさかど・坂戸いきものがかり |
| 11:00～11:30 | ウェル坂戸（バレエ・チャレスポ）  |
| 11:30～12:00 | 和太鼓煌              |
| お昼休憩        |                   |
| 13:00～13:30 | ティラピア5            |
| 13:30～14:00 | ウェル坂戸（ダンス）        |
| 14:15～14:40 | 北坂戸フォークソング倶楽部     |

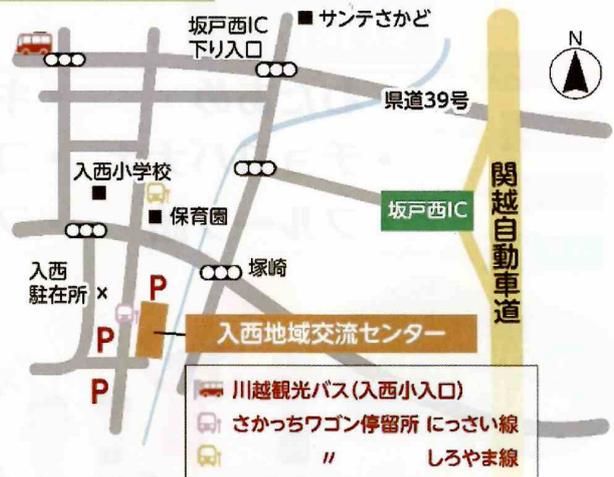
## 体験

- ふんわりパステル画 (よりあい\*ええげえし)
- 歌会 (北坂戸フォークソング倶楽部)
- 健康に関する体験コーナー  
(市民みんなの健康づくりサポーター「元気にし隊」)
- 録音体験 (坂戸市朗読サービスグループカナリア)
- 精油嗅ぎ比べクイズ  
(アロマケアチーム・プチマイン)
- 妊婦体験 (Baby-smile)
- みつつのあ体験ゲーム (みつつのあ研究所)
- アナログゲーム (城西大学現代政策学部柳澤ゼミ)

## 販売

- わたあめ (NPO法人一二三富の会)
- チョコバナナ  
(坂戸市障害者福祉市民ネットワーク)
- フルーツ飴  
(チームCさかど、坂戸いきものがかり)
- キーマカレー  
(地域食堂みんなでここdeごはん)
- コロッケサンド、クッキー、焼きそば、  
フランクフルト、豚汁、ラムネ  
(キッチンモイ)

## アクセス



記者クラブの皆さんよろしくお願いいたします。

担 当 広報広聴課

## 「さかろん」のぬいぐるみを販売します！

**いつ**  
(日時)

令和8年3月2日(月) 8時30分～

**どこで**  
(場所)

坂戸市役所 3階 広報広聴課

**だれが**  
(主催者)

坂戸市

**何を**  
(内容)

坂戸市イメージキャラクター「さかろん」は、市民と行政が一体となり活用することで、郷土愛を深め、活力ある坂戸市の未来を築くための重要な存在です。

「さかろん」の愛らしいデザインを日常生活に取り入れていただき、坂戸市への親近感や郷土愛をさらに広げ、また「さかろん」を通じて坂戸市を知るきっかけとなればと考えます。

- ・サイズ 約20cm
- ・価格 2,500円(税込)

**なぜ**  
(目的)

さかろんグッズを日常的に使っていただき、さかろんに親しんでもらうため。

**声**  
(現場の人の声)

前回のぬいぐるみが売切れ、窓口や電話で販売を求める声が多数ありました。

備考

再販決定!

問 / 広報広聴課 (内線165)

# さか3んぬいぐるみ

販売開始

3月2<sup>月</sup>日

大人気の  
ぬいぐるみが  
リニューアルして  
再登場なの～

¥2,500  
(税込)

サイズ 約 20cm

販売場所 市役所3階 広報広聴課

限定  
500個

